

# 「基地なくす会」を 全都道府県、全地区市区町 村、職場学園地域に作ろう

高江・辺野古の新米軍基地建設強行と  
オスプレイの日本全国配備を必ず阻止し  
強姦殺人など米兵犯罪再発完全防止  
9 条壊憲による日本の永久属国化を許さない

基地条約終了による全基地閉鎖・撤去へ  
基地なくす個人加盟の「会」を全国に創ろう

「日本沖縄」の未来 日本沖縄国民が決める

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動

祖国日本への米軍長期居座りを終わりにする転機

高江・辺野古の新基地強行を必ず阻止し、さらに全基地閉鎖・全基地撤去をめざしましよ  
う—沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 15 周年記念 2016 年総会 運動方針 p1

日本沖縄全国民への訴え—高江・辺野古に新米軍基地建設強行を必ず阻止しましょう p6  
声明案—全基地撤去の一環として横須賀基地の撤去を要求します p7

新基地と米兵犯罪再発阻止のために、全基地閉鎖に向かって 全都道府県に「会」を！ p9  
全会員と国民の討議に付す沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動規約改正案提案

p10

2016 年 10 月 29 日

於 横浜・パークホール

# 高江・辺野古の新基地強行を必ず阻止し、さらに 全基地閉鎖・全基地撤去をめざしましょう

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 運動方針

草の根運動 15 周年総会（2016 年 10 月 29 日）で決定

（当面の闘いと米軍占領 71 年の 2017 年以降の闘いの設計・企画） 2016 年 10 月 29 日総会

【情勢】7 月参院選で、31 の全 1 人区で野党共闘が成立し、そのうち 11 の選挙区で野党共闘候補が勝利しました。これは貴重な成果です。公党間の合意である総選挙での野党共闘を参院選からさらに進化させ、立憲主義平和主義を守る野党共闘で総選挙での勝利を目指さなければなりません。安倍暴走内閣は戦争法を実施する施策を、このまま、「さらに戦争する国」へ進めようとしています。これを、全力で阻止しなければなりません。

また、アベ内閣は、高江ヘリパッド基地建設を、大規模な森林伐採を含め、全国から 500 人の機動隊を集めて暴力的に強行しています。安倍政権は、辺野古新基地工事の再開をねらって、福岡高裁那覇支部へ提訴し那覇支部の多見谷裁判長は、露骨に安倍政権の政策を支持する不当判決を行いました。翁長沖縄県知事は、最高裁に上告しています。この状況をこのまま見過ごすことは絶対にできません。高江の工事阻止がいま求められています。

沖縄現地の闘いととも、野党共闘を支持し戦争法廃止の政府樹立に向けて、草の根運動は全力を尽くします。

同時に、「『平和的』属国」から「侵略的属国」へ進もうとしている日本沖縄の現状を根本的に打破するためには、属国であることそのものから抜け出す必要があります。属国の集中的現れは、米軍基地です。

基地を保障しているのが、「安保」という名の基地条約（「安保」[「安全保障」]というのウソの名ですと協定（日米米軍地位協定）です。

昨年 2015 年草の根総会から 2016 年草の根運動 15 周年総会までの大きな政治的出来事は、参議院選挙での野党共闘の成果です。

参議院選挙の野党共闘一つである沖縄選挙区では、伊波洋一候補の圧勝をはじめ、東北 6 区中 5 区での勝利、民進党岡田克也議員の地元三重での勝利など 11 選挙区で勝利を勝ち取りました。これは前回参院選における野党の 1 人区でのきわめてわずかな勝利と比べて、大躍進ということが出来ます。一方複数区と、比例区における基地をなくす政策を掲げた政党の状況は、共産党は前進しましたが、社民党は 1 人とどまりました。新社会党はゼロでした。基地をなくす政党すべての前進が、いま強く求められます。

伊波議員当選後、沖縄県選出の糸数慶子議員と会派「沖縄の風」を結成いたしました。

いま、公党間の合意である野党共闘と市民の共闘を衆議院選挙でどれだけ深められるかが問われています。

東京都知事選での野党共闘の実現をへて、民進党は、新代表に蓮舫衆議院議員が就任しました。参院選での落選後辞意を表明していた社民党の吉田氏は、社民党規約では議員資格の有無は党首の要件ではないこともあり、辞意を撤回し党首に再任されました。共産党は、9 月 20 日 21 日に第 6 回中央委員会総会を開き、2017 年 1 月に第 27 回党大会を開くことを決めました。また、1 月、状況によっては、12 月、国会解散・総選挙ということも取りざたされています。

一方、自民党、公明党、反動的マスコミの野党共闘攻撃はすさまじく、民進党で蓮舫代表が選出されるまでも、選出後も口汚く野党共闘を攻撃しています。

「綱領や基本政策や理念が異なる政党とは、政権をとともにできない」ということが、戦争法廃止の総がかり政府について言われています。しかし、野党共闘=統一戦線というものは、綱領、基本政策、理念が異なるから共闘=統一戦線なのであって、綱領、基本政策、理念が同じなら、同じ政党ということになり、共闘=統一戦線は必要ありません。基本政策でほぼ一致している、基地をなくす諸政党でも、理念が異なるので別の政党を形成しています。しかし、共闘=統一戦線は可能なのです。沖縄の革新3党さらに旧自民党員の共闘、はそのよい例です。

いま、公党間の合意である野党共闘と市民の共闘を衆議院選挙でどれだけ深められるかが問われています。

草の根運動は、非政府組織(NGO)市民団体の一つとして、日本沖縄の永久属国化の壊憲(九条2項米国軍隊をもちろん含む戦力不保持の削除)を企てている自民党安倍政権の野望を絶対に押しとどめるために、来るべき総選挙(衆議院選挙)で、すでに公党間の約束となっている市民と野党の共闘と野党間の共闘を具体化し、実現することを強く求め推進します。

#### 参院選での市民と野党共闘の前進の内容

2015年戦争法案反対闘争は60年の基地条約反対闘争からの大きく前進しました。その内容は次の8項目その他の点です。

1) 「平和安全法制」という政権側の世論誘導に乗らず、最初から**「戦争法案」**であると、その本質を表現して国民の意識に訴えることができたこと。(「安全保障」条約でない基地提供条約を、そのまま「安保条約」という言い方で認めてしまい、今もそう呼ぶことになってしまった60年闘争との大きな違いです。) 2) **「立憲主義」**の思想が、明文壊憲の障害にもなっていること。 3) **学生**の立ち上がり。 4) 上からの組織動員よりも、**国民一人一人の自覚的な国会前集会**などへの参加となったこと。 5) **野党共闘**が、国会の院内院外で行われたこと。 6) **戦争法案と他の課題**例えば原発、労働法制、沖縄新基地反対その他の課題と結びつきはじめたこと。 7) 学生が、国会前で、強行採決の後、「**選挙に行こう**」というコールになったように、政治的に高い意識を持っていたこと。 8) **「アベ政治を許さない」「アベはやめろ」**などのコールが「戦争法廃止」「賛成議員を当選させるな」「**戦争法廃止政府**」まで提起されるようになったこと。

草の根運動は沖縄での国政レベルでの共同を重視し、全国的にこれに習うよう訴えてきました。又、基地をなくすには、政府を変えるしかないということで「**憲法実現政府**」を提起してきました。この努力の方向がきわめてわずかではありますが実りつつあります。

#### 【2015年総会以後の活動】

隔月刊の「草の根ニュース」を2015年12月28日号として89号を発行し、以後94号まで6回発行しました。Facebookの新しいアカウント やホームページを一定充実させました。

高江・辺野古新基地阻止の署名と埋め立て土砂の採取に反対する署名運動を引き続き推し進めています。

2016年初には、沖縄平和ツアーを行いました。

全国組織を目指し、基地県神奈川県で2回の打ち合わせ会と、妻を米兵に虐殺された山崎正則さんを招いての集いに参加しました。この努力を引き続き神奈川県と全国で継続しなければなりません。

横須賀への原子力空母入港抗議活動への参加、神奈川県基地ツアーへの参加、伊達判決を生かす会への参加、北海道矢臼別基地での川瀬さんの闘いを引き継いでいる浦船三郎さんの闘いの一つ、矢臼別平和公園づくりなどへの参加もあります。

(政府を変えることについての参考資料)

### アメリカ独立宣言 (1776 年) から

人類の歴史において、ある国民が、他の国民とを結び付けてきた政治的なきずなを断ち切り、世界の諸国家の間で、自然の法と自然神の法によって与えられる独立平等の地位を占めることが必要となったとき、全世界の人々の意見を真摯に尊重するならば、その国の人々は自分たちが分離せざるを得なくなった理由について公に明言すべきであろう。

われわれは、以下の事実を自明のことと信じる。すなわち、すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられているということ。こうした権利を確保するために、人々の間に政府が樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得る。そして、いかなる形態の政府であれ、政府がこれらの目的に反するようになったときには、人民には政府を改造または廃止し、新たな政府を樹立し、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる原理をその基盤とし、人民の安全と幸福をもたらす可能性が最も高いと思われる形の権力を組織する権利を有するという、こと、である。もちろん、長年にわたり樹立されている政府を軽々しい一時的な理由で改造すべきではないことは思慮分別が示す通りである。従って、あらゆる経験が示すように、人類は、慣れ親しんでいる形態を廃止することによって自らの状況を正すよりも、弊害が耐えられるものである限りは、耐えようとする傾向がある。しかし、権力の乱用と権利の侵害が、常に同じ目標に向けて長期にわたって続き、人民を絶対的な専制の下に置こうとする意図が明らかであるときには、そのような政府を捨て去り、自らの将来の安全のために新たな保障の組織を作ることが、人民の権利であり義務である。これらの植民地が耐え忍んできた苦難は、まさにそうした事態であり、そして今、まさにそのような必要性によって、彼らはこれまでの政府を変えることを迫られているのである。現在の英国王の治世の歴史は、度重なる不正と権利侵害の歴史であり、そのすべてがこれらの諸邦に対する絶対専制の確立を直接の目的としている。このことを例証するために、以下の事実をあえて公正に判断する世界の人々に向けて提示することとする。

#### 【国民意識の変革の課題】

活動は、粘り強く続けられています。しかし、まだまだ変革すべき課題があります。

米日権力側の戦争法と米軍基地正当化イデオロギーには、1)「抑止力」の強化2)「国際協調」の2点があります。それを補強しているのが中国脅威論、北朝鮮脅威論です。

1) 【米軍は、唯の一度も日本沖繩を守ったことはない、戦争を抑止したこともない】「抑止力」論は、「米軍が日本沖繩を守ってきた」という根本的に間違った意識の上に成立しています。米占領軍は、この71年間、唯の一度も日本沖繩を守ったことはありません。戦争を抑止したこともありません。在日沖米軍は、戦後70年間戦争をし続けてきた侵略力です。

2) 【「国際」とはアメリカのことだけでいいのか】「国際協調」論は、対米従属の日米軍事「同盟」(「同盟」という言葉には、対米従属を覆い隠しあたかも日米が対等であるかのように見せる弱点があります)を、あたかも対等なもののように描き出していること、「国際」という言葉で、ただ米国との関係だけを表現していることに根本的な誤りがあります。真の国際協調とは、一つの国の軍隊を受け入れてその軍事行動を支持することではありません。日本近隣の諸国との友好関係を確立することが急務です。ドイツのように。そして全世界の諸国と。

3) 【自分の国は自分で守る、憲法と国民的団結で】日本の国民意識には、自分の足で立つという独立とその気概、自立の精神の根本的欠如があります。その裏返しは、近隣諸国への蔑視です。

4) 【戦後日本は、平和であったのか、在日米軍基地によって戦争をし続けてきたことを無視できるのか】民衆側には、自衛隊を海外派兵させなかったという意味で「戦後70年日本は平和であった」という「一つの側

面」だけを見て、他の本質的側面である「米軍基地を提供し、米軍の侵略戦争を 70 年間支持し続けてきたという側面」即ち戦後 70 年間「属国」になってベトナム、朝鮮アフガン、イラクなどで数百万人の人々を殺害し、ベトナムの人びとから B52 爆撃機の基地日本沖縄は、「悪魔の島」とよばれたという本質を見ることができない弱点があります。戦争法が出てきた根源には、単に安倍政権だけではなくその背後の米国政府、米国の軍事権力つまり基地があるからであることを見ることができないのです。

5) 【永久属国で、民族的誇りと尊厳を失ったままでいいのか】戦後 71 年の日本沖縄は、『『平和的』属国』でした。しかし本質的に「属国」でした。米国大統領など政府首脳は、出入国管理を受けないで基地から入国します。また米兵も同じく出入国管理を受けない存在です。そこから出てきているのが、「集団的自衛権行使」や戦争法による「侵略的属国」への変化であって、「属国」であることをやめることが、根本的に重要です。「沖縄基地引き受け論・運動」は基地永久化、沖縄本土団結妨害となる考え方です。

憲法的独立国だけが日本沖縄の進むべき道です。その最も重要な焦点が、米軍基地撤去と基地提供条約・協定破棄を実現する政府を作ることによるポツダム宣言（1945 年）と憲法の実現です。

【基地をなくすことを目的とする唯一の個人加盟全国団体である「草の根運動」の飛躍的強化を】

わたしたち「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」は、1966 年創立の沖縄返還同盟の伝統を受け継ぎ、沖縄県の基地をなくす運動団体や「米軍基地をなくす意見広告運動」を経て、日本沖縄全国の基地をなくす個人加盟の全国的運動団体として、2001 年に発足しました。そのときの規約には、第 2 条で「遅くとも 2015 年までに」「米軍基地をなくすことをめざします」と明記しています。本年はすでに 2015 年です。遅くとも 2025 年までには、基地をなくす政府を樹立しなければなりません。

いま、日本国民が緊急に求められているのは、高江・辺野古の新基地建設強行を阻止するために、立ち上がることです。この闘いを全力を挙げて行うために、全国都道府県に「基地をなくす会」を創ることが必要なのです。

高江、辺野古の新基地建設を阻止するためには、全国国民の立ち上がりが必要です。

1) 今草の根運動が組織面でなすべきことの第 1 は、会員を倍加することです。一人の仲間を増やすことが、高江、辺野古の新基地建設を阻止し、基地撤去、日本の独立につながります。

草の根の会員は、沖縄県から北海道までにわたっています。しかし、それは、35 県であり 12 県は空白です。また、会員が 1 人の県も 6 県あり、2 人の県は 3 県です。草の根運動の組織維持のためにも倍加が必要です。

2) 今草の根運動が組織面でなすべきことの第 2 は、全都道府県と全地区（市区町村）に地方組織「会」を作ることです。都道府県と地区（市区町村）の「会」地方組織ができて、その地方に適した運動を自主的に組織し、その中で、会員を増やしていくことが組織発展の常道です。これを実現するには、運営委員会の適切な指導と、全国民への呼びかけと、地方会員の奮起と、そして、個別の基地撤去を掲げる諸市民団体と平和団体と基地をなくす政党を含む全国と地方の民主的諸団体の協力が不可欠です。

3) 今草の根運動が組織面でなすべきことの第 3 は、規約を整備し、真に民主的で組織的な団体に脱皮することです。草の根運動は、「草の根運動が事務局的団体になり、基地をなくす個人加盟の全国組織を、諸団体の協力を得て草の根運動とは別に組織していく」という考えでした。しかし、15 年の経験は、そういうことではなく、**草の根運動自体が**、「日本で唯一の基地をなくす個人加盟の全国団体」へ発展転化していく以外に道はないことを示しました。そのための規約の検討を昨年総会で呼びかけましたが、規約検討をもう 1 年延長します。

4) 今草の根運動が組織面でなすべきことの第4は、総会の重視です。2006年以來、草の根運動は総会を開くことができませんでした。団体の民主的運営から見て、これは大きな弱点でした。仮に集まる人数が少なくても（もちろん少なくてはいけないのですが）、必ず会員全員に呼びかける総会を開くことが組織を強める鍵となります。総会の開き方、を場所や時期を含めて会員に魅力のある総会を開けるように努力しなければなりません。来年2017年の「総会」は2017年9月か10月土曜日から日曜日を予定したいと思います。

【諸運動、諸活動の強化】

1) **草の根運動が続けてきた高江辺野古署名運動と関西・瀬戸内海を中心とする辺野古埋め立てのための砂利採取反対署名運動を強化します。**

適切な形で、適切な時期に、全基地閉鎖、米軍撤退、基地条約終了通告をする政府の樹立なども考慮に入れた署名運動について、検討を開始します。

2) 草の根運動は、次のような活動に取り組みます。

- ・『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』の読書会など普及
- ・沖縄県民と本土の人びとの意識の格差をなくしてゆく必要があります。そのためにも「急がば回れ」で、「唯一の超党派個人加盟の基地をなくす全国組織」である草の根運動の組織作りが急務です。
- ・占領72年アピール「占領72年、基地はもうたくさん！」を2017年に発表するよう努力。
- ・基地問題についてのやさしいパンフレットの発行をめざします。
- ・ホームページの充実とFacebook Twitterを活用します。
- ・本部のある渋谷の革新懇など各地での高江辺野古動画自主上映を促進する。
- ・2017年沖縄ツアーその他の基地ツアー企画立案実施
- ・2017年占領72年以後、意見広告の検討
- ・米軍基地をなくす草の根運動15年史をまず年表からだけでも作り確信にすることが重要です。

3) **九条の会、伊達判決を生かす会、個別の基地をなくす諸団体などとの連携の強化**

「草の根ニュース」題字下に「一基地と戦争なくす9条実現政府のために一」といれました。

「基地なくす九条の会」として、全国7500と言われる「9条の会」と基地をなくす運動を結びつけるよう努力します。米軍そのものが憲法9条2項違反の「戦力」であるという事実を国民に理解してもらおうという、基地をなくすための政治的、理論的武器を提供していきます。

4) **国際活動**:国連の人権委員会への出席や、ホームページの英文版をつくることなどを含めて、国際活動を強化します。

【来年2017年1月またはそれ以前に国民が追い込むべき解散・総選挙で、戦争法賛成・壊憲の、自民、公明、維新など「賛成議員」をみな落とすこと。オール沖縄のように】

壊憲の戦争法を廃止するには、来年また早ければ年末に国民が追い込むべき解散・総選挙で、戦争法賛成・壊憲の、自民、公明、維新など「賛成議員」をみな落とすことをめざすことが絶対に必要です。オール沖縄で闘って勝利した沖縄県民のように。両院で戦争法廃止の国会議員を多数にしなければなりません。特に内閣を形成する衆議院では小選挙区があり、戦争法廃案をかかげて、国会外の総がかり行動など市民と手を結んで闘った野党の選挙協力・共闘が不可欠です。

労働組合や業者団体、女性団体、青年団体、平和団体を含む市民団体は、そのような選挙協力を野党が実現するように、全力をあげて激励して行かなければなりません。

草の根運動も、その一翼として、全力をあげて、選挙での戦争法廃止の野党協力を促進し、選挙で勝利するようがんばります。

特に、18歳以上の新有権者への働きかけをつよめます。

以上

# 高江・辺野古の新米軍基地建設強行とオスプレイ全国配備を 必ず阻止しましょう

ー 日本沖縄全国民への訴えー

高江オスプレイパッド建設の機動隊・自衛隊による暴力的強行など米日政府の暴政と翁長沖縄県知事の埋め立て承認取り消しを違法として政府を勝たせた福岡高裁不当判決（9月16日）へ強く抗議し、自民党壊憲草案の、米軍駐留を禁じている憲法9条第2項の破棄が、基地を永久化し、アメリカへの永久属国化であるので、野党共闘を発展させ、安倍改憲を阻止し、安倍内閣退陣、戦争法廃止政府を樹立しましょう

2016年、今年も米軍が「日本沖縄」に進駐・占領してから、71年になります。

1945年以来この71年間、米軍は、ただの一日も、日本沖縄駐留・占領をやめた日はありません。ただの一度も日本を守ったことはありません。また、例えばベトナム侵略など侵略力の行使をやめた日はありません。

本年4月28日、米軍属元米海兵隊員によって、日本沖縄の20歳の女性が強姦殺害遺棄されました。

すでに、1995年9月の小学校6年生少女を、3人の米兵が暴行した蛮行に、沖縄県民の怒りが爆発しました。このことを逆に利用して、米国政府・米軍は、1960年代から計画してきた辺野古大浦湾での巨大永久基地建設を、自民公明政府を使って実行に移し始めました。しかし、この20年、日米政府の新基地建設の野望は、日本国民沖縄県民の根強い抵抗によって実現していません。

米軍は、自民公明党政権の中でも極端に米国にこびる媚米（びべい）の現在の安倍政権をつかって、1996年以来実行できなかつたジュゴンの住む海の埋め立てで新基地建設、侵略と世界支配と「日本沖縄」民族抑圧とかけがえのない自然破壊の新巨大基地を今現実で作ろうとしています。

いま、憲法より権力を上に置く立憲主義否定の安倍自公政権は、憲法九条を真っ向から踏みにじる「安保法制」と称する戦争法とコインの表裏をなす辺野古新巨大米軍基地を、なりふり構わず強行建設しようとしています。自民党壊憲案は、「戦力」保持禁止の9条2項を破棄し国防軍設置を規定しています。「戦力」保持禁止を破棄することは、言うまでもなく米軍「戦力」容認への壊憲です。これこそ、憲法上、日本沖縄を永久に「米軍基地国家」とすることです。

彼らは、普天間基地の「移設」と称していますが、普天間基地そのものが、沖縄戦で宜野湾市住民が収容所にいれられ、宜野湾市の平地が無人の野となっていたときに、ヘーグ陸戦法規に反し、住民から平然と奪った土地に建設された基地であり、いま存在することに一片の正統性もない略奪の基地です。

米軍米政府は、一つの基地を撤去するときには、彼らが必要とする場合には、必ず代替りの基地、代替基地の提供を要求します。侵略と人権抑圧の基地は、日本沖縄のどこにあっても、侵略と民族抑圧の基地です。その基地の本質は変わりません。

しかも、米国政府が、英国、中国のちにソ連と共に発した「ポツダム宣言」（1945年）は、その12項で、「占領軍の撤退」を明記しています。1952年、講和条約締結発効の時に米占領軍は撤退しなければならなかったのです。

普天間の土地所有者から奪った基地は、「世界一危険」であるから、地権者に返還し閉鎖すれば問題は直ちに解決するのです。媚米従米売国の安倍政権は、普天間基地の返還を唯一度も米国に要求したことはありません。そして、米軍の代理人として、憲法を始め、あらゆる法を無視して、本土から警察機動隊更には自衛隊を派遣してまで抵抗する主権者国民を圧殺しようとしています。

しかも、安倍内閣は、地方自治権を持つ沖縄県知事の法的根拠に基づく埋立認可の取り消しを無視し、福岡高裁那覇支部の茶番ともいふべき「和解」勧告につづく、翁長知事を相手とする訴訟を行い、政府に呼応した裁判官（多見谷判事）は、オール沖縄の正当な要求に基づく正当な埋め立て決定見直しを「違法」と決めつける判決を出しました。最高裁判所が一層進行している司法の反動化の下で、高裁判決を維持することは明らかです。彼らは、工事継続を強行するでしょう。しかし、沖縄県知事はあらゆる手段を駆使して埋め立てを阻止する構えです。今ほど、全日本国民が立ち上がって新基地を阻止するべき時はありません。

背後の世界最強の戦争国家の意向に従う安倍政権の暴政を覆すには、日本沖縄全国民の決起が必要です。日本沖縄の若い女性の強姦殺害遺棄事件などと安倍政権の暴政、高江・辺野古新基地の建設に、私たち国民は、満身の怒りを持って抗議し、高江・辺野古新基地の建設中止と、全日本の基地撤去、安倍退陣を要求して立ち上がりましょう！

日本沖縄の全主権者国民の決起によって、米日政府の反国民、反主権、反平和、反人権、反環境、反地方自治の高江・辺野古新基地を必ず阻止し、「野党は共闘」の国民的要求の下、来る2017年以降の総選挙（衆院選）で、自民党公明党おおさか維新議員を落選させ、勝利の第一歩をつかみ、戦争法廃止・立憲主義回復政府を樹立するため立ち上がりましょう！！

私たちは、以上を日本沖縄の運命を決めるものとして、日本沖縄全国民に心の底から訴えます。

**沖縄県を含む祖国日本の真の独立、人権、地方自治、平和のために  
憲法9条2項の廃棄を許さず、基地条約廃棄通告を行う政府樹立によって  
全基地閉鎖へ向かって、勇気をもって立ち上がりましょう**

2016年10月29日 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 15周年2016年総会

### 声明一全基地撤去の一環として横須賀基地の撤去を要求します

2016年10月29日

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 2016年総会

2016年9月13日、神奈川県にある民主団体は、原子力潜水艦コロンビアの横須賀入港に強く抗議する声明を公表いたしました。その声明は、下記のとおりです。

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 運営委員会は、この声明を支持するとともに、米軍基地をなくす草の根運動設立の趣旨である「沖縄・日本から米軍基地をなくす」という立場と、4月28日に起こった日本沖縄の20歳の若い女性が、米軍属元米海兵隊員によって強姦殺害遺棄されたことから、全米軍基地の閉鎖以外に原潜入港とこういう犯罪の再発防止はありえないことを確認しました。全基地閉鎖には、当然横須賀基地も入るものであり、全基地閉鎖の一環として71年の長期にわたって居座っている横須賀基地の閉鎖返還を強く要求し、そのために、全日本沖縄と全世界の民主平和勢力と連携して闘うことを、ここに声明するものです。

記

「2016年9月13日 抗議声明」9月13日の原子力潜水艦コロンビアの横須賀入港に強く抗議する。横須賀は、原子力潜水艦の母港ではない。今後、原子力艦船は横須賀港に入港しないこ



とを要求する。

「神奈川県労働組合総連合 新日本婦人の会神奈川県本部 神奈川県商工団体連合会 神奈川県平和委員会 安保廃棄神奈川県統一促進会議 原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会 原水爆禁止神奈川県協議会」

9日13日午前11時52分、ロサンゼルス級攻撃型原子力潜水艦コロンビアが横須賀港に入港した。そして、同日12時44分、52分後に横須賀港を出港した。原子力潜水艦の入港は今年14回目で、原子力艦船の入港は18回となり通算933回となった。9月9日、北朝鮮が核実験を実施市北東アジアの軍事的緊張が高まっている。横須賀港から今月3日出港した原子力空母ロナルド・レーガンは、現在、米軍、韓国軍とともに大規模演習をおこなっている。これらの軍事演習は、日本国内の沖縄や神奈川県内の米軍基地などでも軍事演習や軍事訓練にも影響を受け県民の命と安全、暮らしが脅かされている。このような情勢の中での原子力潜水艦コロンビアの横須賀入港は、アジアの緊張をいっそう高め、外交による東アジアの平和と安全の道を閉ざし軍事的緊張と危機を作り出すものである。われわれは、原子力潜水艦コロンビアの横須賀港入港に抗議し、今後原子力艦船の入港はやめることを強く要求する。今年の原子力艦船の横須賀入港は、すでに18回目を数えている。戦争のための原子力空母や潜水艦が、このように頻繁に入出港を繰り返すことは、横須賀をアメリカの戦争出撃拠点とするものである。この間、核実験・弾道ミサイルの発射など朝鮮半島をめぐる情勢が緊迫しているが、日米韓の軍事的対応は事態の解決とはならずいっそう深刻な軍事的緊張を作り出し、アジア・太平洋の平和と安全にとって大きな障害をもたらすものである。問題の解決は、6カ国協議など外交努力で事態の打開、問題の解決をはかるべきである。米原潜の核兵器搭載、核持ち込みは重大である。核密約によって核兵器が横須賀に持ち込まれていたことはすでに明らかになっている。非核三原則を国是とする日本の港に核兵器を持ち込むことは絶対に許されない。原子力潜水艦などの原子力艦船が核兵器を積んでいないことを証明すると同時に、核密約はただちに破棄することを要求する。現在、首都圏は巨大地震の発生確率が強まっている。地震や津波による原子炉事故が懸念され、県民の不安は広がっている。首都圏や三浦半島で巨大地震がいつ起きても不思議でなく、原子力艦船の原子炉事故の可能性は増大している。米軍は、「原子力艦船は安全だ。事故は起きない」と言い「原子力艦船の安全神話」を押しつけ、まともな地震や津波などの事故対策を講じようとしていない。あらためて原子力艦船の事故対策を明らかにし、情報を公開することを要求する。横須賀基地を戦争の出撃拠点にし、市民を放射能被害の危険にさらす原子力艦船の母港化、入出港は直ちにやめること。今後、原子力艦船は横須賀港に入港しないことを強く要求する。以上

# 新基地と米兵犯罪再発阻止のために、基地（「安保」）条約廃棄を通告する政府樹立による全基地閉鎖、米軍撤退に向かって 全都道府県と全地区（市区町村）に「基地をなくす会」をつくりましょう！

2016年10月29日 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 15周年2016年総会

本年（2016年）4月28日、日本国民の若い女性が沖縄で元米海兵隊員現米軍属によって、また強姦殺害遺棄されました。沖縄県の高江と辺野古への新基地建設が全国から集められた500人の機動隊員らによって暴力的に又福岡高裁那覇支部の恥ずべき裁判官判決という「司法」によって強行されており、予想される最高裁判決によって強行されようとしています。今こそ基地（「安保」）条約を破棄通告する政府樹立によって日本の全基地閉鎖に向け立ち上がる以外に米兵犯罪や新基地建設の再発防止の道はありません。71年間の戦後史がそれを証明してきました。

全国203の全基地をなくすことを掲げる日本沖縄で唯一の個人加盟団体「草の根運動」は、10月29日、第2の基地県神奈川県横浜市で、草の根運動創立15周年記念2016年総会を開きました。

総会は、辺野古、高江の勝利のため全都道府県に「基地をなくす会」を作り個人加盟全国組織を結成すること、1人が1人の会員を増やす会員倍加を決めました。

1966年に、ゼロから出発した沖縄返還を要求する個人加盟の沖縄返還を要求する個人加盟の全国単一組織結成がよびかけられ1972年の沖縄県の祖国復帰、施政権返還の時には、1万人の会員を持つ全国組織沖縄返還同盟に発展しました。

しかし、当時沖縄返還同盟がかかげた、「核も基地もない沖縄全面返還」「日本国憲法への復帰、返還」は、「核つき基地付き返還」「基地条約への復帰」となりました。当時の佐藤首相が、平和的に領土を返還させたということでノーベル平和賞を受賞したことは、大きな「誤解」に基づくものであったとはいえ、施政権返還を勝ち取ったことは、何も佐藤自民党首相の功績ではなく、沖縄返還同盟などの国民市民の全国的な強い運動があったからなのです。

今、沖縄を含む祖国日本は、戦後史上かつてなかった岐路に立たされています。広島長崎などの痛苦の犠牲の上に日本国民が獲得した平和憲法、特に9条第2項は、米日両政府による解釈壊憲によってさらに明文壊憲によって踏みにじられる危機に瀕しています。これこそ「永久占領」「永久属国」の道です。敗戦時に、「帝国憲法を維持しようとして、平和憲法を押し付けられた」旧軍国主義勢力は、今や、平和民主憲法を壊して、旧軍国主義憲法を国民に押し付けようとしています。

「基地をなくす会」を全都道府県と全地区（市区町村）につくることは、「基地（「安保」）条約と基地協定」を廃棄通告する政府を作るうえで、大きな役割を果たします。これこそがポツダム宣言と日本国憲法を実現し「全基地閉鎖」「米軍撤退」を実現する道独立平和中立の日本実現の道なのです。

国会解散総選挙が近いということが取りざたされています。「基地をなくす会」を全国に作ることは、総選挙での勝利への準備でもあります。

衆院小選挙区（一人区）でも野党共闘を実現し戦争法廃止政府を実現しましょう。基地条約廃棄＝全基地閉鎖！主権なければ人権なし。日本沖縄民族の誇りと尊厳を回復しましょう。日本沖縄から基地をなくすために、ぜひ総会の方針をお読み下さい。そして、あなたの職場、地域、学園で、「基地をなくす会」を作るご努力を開始してください。まず、あなたが、米軍基地をなくす草の根運動へご加入ください。

# 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動規約改正提案を 継続提案するに当たって

前総会で提案した規約改正案は、約1年間の討議・検討を提案しましたが、討議検討が不十分なので、草の根運動運営委員会は、本総会に、規約改正案を再提案します。本総会が、この改正案を引き続き草の根運動全会員と国民の討議にゆだねる原案として再度提案することを要請します。それは、草の根運動次期総会(2017年10月予定)において、全会員と国民からの新しい提案も含めて改善し、採択するという手順を踏むことです。下線が、前回に引き続き今回提案する改正案です。

草の根運動運営委員会

2016年10月29日

## 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動規約改正提案 (次回総会まで全会員と国民の討議に付す本総会再提案の改正案として)

第1条 私たちの運動は、沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動と称し、事務所を東京に置き、沖縄に沖縄連絡先を置きます。

第2条 私たちは、沖縄を含む日本には、米軍基地がないのが当たり前なので、占領80年の2025年までに沖縄・日本から米軍基地をなくすことをめざします。

第3条 運動の要求の中には次のことが含まれます。

一項 沖縄を含む日本などから米軍基地をなくすこと(基地条約終了通告をする政府による全基地閉鎖、撤去・米軍撤退)。

二項 高江ヘリパッド、辺野古巨大海上基地など新しく米軍基地を作らせないこと。

三項 普天間基地即時全面返還など日本沖縄米軍基地の縮小・撤去を図ること。

四項 ジュゴンや珊瑚、海藻等の死滅を防ぎ、自然保護すること。

五項 米兵による女性への暴行、米兵の犯罪・事故、夜間離着陸訓練(NLP)、オスプレイ訓練、超低空飛行演習などと米軍機騒音、基地からの排出物による汚染、その他の基地被害に反対し、防止策を講ずること。

六項 在日米軍地位協定を改正・廃棄すること。

七項 米海兵隊を削減・撤退させること。

八項 米軍基地を戦争その他憲法9条に反する行為に使わせないこと。

九項 米軍支援法を含む有事(戦時)立法に反対すること。「集団的自衛権」行使容認の閣議決定を撤回させること、戦争法(「安保」関連法制)を廃止すること。

十項 「思いやり予算」を大幅に削減し、撤廃すること。

十一項 米軍基地をなくしたあと、米軍基地に依存している人々の生活を保障すること。

十二項 米世界支配の1部隊として自衛隊をイラクなど海外に派兵させず、撤退させること。非武装宣言し、自衛隊を国際災害救助隊にすること。

十三項 北東アジア非核地帯、北東アジア共同の家、北東アジア平和協力構想などの国際環境づくりを米軍基地をなくすことあるいは平行して促進すること。

十四項 「集団的自衛権行使」など、壊憲を阻止し、米軍基地とその活動を否定している日本国憲法前文・第9条の改悪を阻止し、日本全国と世界に広めること。

十五項 「安保」という虚名の日米基地条約をやめ、日米平和友好条約を結ぶ政府を

作ること。

十六項 今すぐ戦争法廃止・立憲主義擁護政府を緊急に作ること。各段階での一致点で、また、辺野古新米軍基地阻止で一致する政府を作ること。そして、基地をなくす憲法実現政府を超党派で樹立すること。

第4条 運動は、米軍基地をなくす国民的国際的共同の力（草の根連帯または草の根共同）を育てるため、主として次の4項の活動を行うことをめざします。

一項 運動を起し、世論を変える。意見広告運動、ジュゴンバッジ運動、米国市民手紙運動など要求を実現する各種の運動。辺野古新基地阻止の署名運動。

二項 全日本の民衆が力を合わせることを助ける。各地のあらゆる傾向の米軍基地に反対する運動、基地のない平和な沖縄をめざす団体や平和組織、労働組合、諸政党を含む諸組織と個人の一定目標での共同行動の組織化と恒常的交流。

三項 職場、地域、学園の草の根の力を集める。草の根運動を発展させ、個人（団体）加盟の全国組織をめざし（以下削除「が結成されたときにはそこに合流することを前提とした」）市区町村の草の根の会の組織化と草の根運動の拡大強化。

四項 米合衆国国境外の各国米軍基地（「各国米軍基地」と略称）をなくす運動と連帯すること。

第5条 運動は前項の活動を推進します。（削除「の事務局的な役割を果たすことをめざします」）。そのために、運動は、一定数の運営委員と、事務所と専従者を維持し活動経費をまかなう（削除「賛同」）会員、特別会員で構成します。2名以上の運営委員の推薦と運営委員会の了承で、運動の趣旨に賛成する人は運営委員になることができます。運営委員は総会の承認を得ます。運営委員会は、会員の意思を反映させ、また世論にアピールするために一定数の賛同会員を委嘱します。

第6条 運動の財政は、各種の運動の募金、事業活動、会員の会費（年1口3,000円以上）、団体会費（年1口5,000円以上）、特別会員（年1口10,000円以上）、カンパでまかないます。

第7条 運営委員会には、運営委員長（専従）、副委員長、事務局員を置きます。また会計監査を置きます。

第8条 草の根運動は、年一度の総会を開き、共同代表、運営委員を承認し、会計報告を受け、運動方針を決定します。会員は、運営委員会に出席し、意見を述べることができます。

第9条 この運動は、会報を発行し（当面隔月）、ホームページ、Facebook、Twitterを開きます。

第10条 この規約にないことは、日常的には、運営委員会で処理します。

第11条 規約の改正は、草の根運動総会で行います。

以上

採択 2001年1月25日

第1次改正 2002年1月14日

付則 草の根運動は、事務所を東京都渋谷区宇田川町19-5 山手マンション1001におきます。

沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 2016年総会  
確認人事

共同代表 小湊忍 平山知子 平山基生

運営委員長 小湊忍 運営委員長代行 福地春喜 副運営委員長 秋山喜作

事務局長 平山基生 事務局次長 井上敬亮 会計 江口あけみ

運営委員 秋山喜作 井上敬亮 菊山充広 小湊忍 平山知子 平山基生  
福地春喜 前川理絵子 水上正貴 (あいうえお順)

草の根ニュース編集長 平山基生

アドバイザー 笠木 隆 宮川泰彦

【メ モ】